

令和2年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R2	10	26	兵庫県知事 (1)第11963号	株式会社オーケイハウジング	兵庫県	神戸市	指示	—	専任取引士が約1年1ヶ月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R2	12	7	兵庫県知事 (3)第11026号	有限会社莉穂	兵庫県	神戸市	免許取消	—	役員が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
R2	12	8	兵庫県知事 (3)第401369号	出雲興産株式会社	兵庫県	加古郡播磨町	免許取消	—	出雲興産株式会社が法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第1号に該当する。
R2	12	9	兵庫県知事 (2)第451325号	株式会社アビーム	兵庫県	姫路市	指示	—	政令で定める使用人兼専任の宅地建物取引士が退職したにもかかわらず、2週間以内に必要な措置をとらなかった。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反する。また、宅地建物取引業者名簿登載事項の変更についても、30日以内に届け出なかった。このことは法9条に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R2	12	22	兵庫県知事 (2)第204201号	株式会社ファーストインベスタ	兵庫県	神戸市	免許取消	—	役員が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
R3	2	10	兵庫県知事 (2)第401383号	株式会社JamHomeエステート	兵庫県	加古川市	指示	—	重要事項説明において都市計画法・建築基準法その他の法令に基づく制限の一部記載誤り及び説明不備があった。このことは法第35条第1項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	3	9	兵庫県知事 (1)第451472号	姫路リビングパートナーズ株式会社	兵庫県	姫路市	免許取消	—	役員が法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。